史料紹介

岩井田家資料『留主中心得雑記』文久元年(一八六一)

濱千代早由美

岩井田家資料『留主中心得雑記』文久元年(一八六一)

濱千代早由美

要旨

中行事記について紹介する。本稿では、伊勢市宇治館町の旧物忌家・岩井田家所蔵の資料の中から、年

理解する手掛かりとなる。

一世解する手掛かりとなる。

東京の年中行事記が含まれている。これらの資料は、江戸末期から明治維留主居心得申被事。留主中心得之雑記』『留主中心得雑記』『年中行叓記草稿』 留主田家所蔵の資料群(以下、「岩井田家資料」)には、『天保三年冬東行中

に行くかなどが細かく記され、付き合い方の判断は、記録されたこれらの「先稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意稿で参照する資料には、ませい。

能になるだろう。 述を通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可われ、変更もまた追記されていった。したがって、これらの年中行事記の記例」にならって行われた。何らかの変更をする場合は合理的な判断の元に行

滑な人間関係を築くための記録とみることができる。
志の交際についての記述が厚く、神宮での職務を遂行しつつ、地域社会で円ついて紹介する。この史料は、ほかの年中行事記と比べると、神職や御師同本稿では、まず、文久元年(一八六一)に記された『留主中心得雑記』に

□ キーワード

年中行事、御師、社会構造、社会変動

、岩井田家所蔵の資料について

童女 任じられ、 していたようである。 かの御師とともに養蚕業をおこしたり、神宮皇學館の学生対象の下宿を営んだり 行されるが、 治四年(一八七一)、新政府の宗教政策の一環として、伊勢神宮の制度改革が断 神宮祭祀のうち、 大物忌父は権禰宜を兼務し、長官禰宜の被官として公文等の職にも携わった。明 岩井田家は、鎌倉時代以降、近世まで内宮大物忌父を家職とした。大物忌父は、 (物忌、子良) (天保一○年四月一八日~明治二九年四月一六日)は、 遷宮造営などにも関わり、後には権禰宜となっている。 岩井田家も例外ではなく、この対象となった。御師廃絶後は、 神饌や玉串の奉典、 の補佐役とされ、 しかし、神宮との関係が途絶えたわけではなく、十六代 神宮内で重要な地位にあった。中世頃より、 正殿の鍵の取り扱い等の重要な役割を担う その後、 再度神宮主典に 何人

との関わりなどを知ることのできる史料である、 との関わりなどを知ることのできる史料である。時代的には、中世も含むが、の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料からなる。時代的には、中世も含むが、の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料からなる。時代的には、中世も含むが、の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料からなる。時代的には、中世も含むが、の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料からなる。時代的には、中世も含むが、の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料がある。

一、岩井田家の年中行事記

の年中行事記が含まれている。このほか、岩井田家に関連する年中行事記として、居心得申被事。留主中心得之雑記』『留主中心得雑記』『年中行叓記草稿』の三篇岩井田家所蔵の資料群(以下、「岩井田家資料」)には、『天保三年冬東行中留主

あり、宇治の町がむかえた変動期について理解する手掛かりとなる。これらの史れによって、旧来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、宇治や山田の暮られによって、旧来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、宇治や山田の暮られによって、田来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、宇治や山田の暮られによって、田来の祀職家や御師などが廃絶する手掛かりとなる。これらの史制については既に翻刻されている。『内宮子良年中諸格雑事記』があり、この史料については既に翻刻されている。

①『内宮子良年中諸格雑事記』寛保元年 (一七四一)

料の性格と、おおよその成立年代は以下の通りである

生まれ、 庫には、 年正月、 宇治郷の行事についての記述も豊富である。 井田家初連歌、 宮の神職家の記録としての性格は最も濃いが、神宮関連の事項にとどまらず、 礼乃式法、子良放など、物忌父としての記述も特徴的である。四篇の中では、 自筆原本を底本としてまとめられたものである。徳輝は、享和三年(一八〇三)に の子孫である時量の代に、岩井田徳輝が譲り受けた。以後、岩井田家に伝わった 内宮地祭物忌父を勤めた原時芳が、 白散御饌をはじめ、諸祭の準備や直会、 安政六年(一八五九)に亡くなっている。 孫福弘学が書写し、頭注と書き入れを行った複写本が収められている。 物忌に補され、弘化三年(一八四六)五月五日、 節会行事、 三座申樂翁始、 寛保元年(一七四一)に記したもので、 配分などが詳細に記され、 宇治二郷子火、 袮宜を経て、天保五年(一八三四) 弓祭などの岩井田家や 一﨟に転じた。神宮文 子良長官年 神

②『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雑記』天保三年 (一八三二)

重複している。
ついての記述となる。記述事項については、次に記す『留主中心得雑記』とほぼ時用向之事」とあり、まず職務執行(政所)の件が記され、途中から年中行事にこの記録は、記された年代からみて、徳輝の代の記録と考えられる。冒頭に「臨

③『留主中心得雑記』文久元年(一八六二)

年中行事とみることができる。 主中心得雑記』は、徳輝が亡くなった後、その子である尚行の代に実施していた(g) 徳輝は安政六年に亡くなっているため、文久元年(一八六一)に記された『留

服装等)、子良の饗応についての記述が多い。加筆の仕方から考えると、何年か する儀礼はほとんどみられず、 詳細、着座等が、図入りで記されている。 類の雛形や手伝い人への賃金、 な記述になっている。 に渡って参照されていたようで、途中からは、 のやり取りなどの「覚え」のような加筆も多い。非常に実務的なもので、 同様に職務執行(政所)の記述で始まり、途中から年中行事についての記述とな 向之事」とあり、 本史料は、 一○月から三月まで記した後、一二月から記述を再開している。 ④の『年中行叓記草稿』と合綴されている。冒頭に朱で、「臨時用 『天保三年冬東行中留主居心得申被事 「私参宮」、 神職としての出仕記録 行事の実施にあたっての連絡先、 臨時奉幣の手配等の記録が多く、 その日の天候なども含めた日誌的 (祝詞の準備、 留主中心得之雑記』と 電木の手配 内容は、書 家に関 年礼 膳の

様のものが多いためか、簡略化された記述になっている。一二月の記述量が相対的に多くなる。ただし、一二月については、六月とほぼ同全ての年中行事記に共通することであるが、行事の多くなる一月、六月、九月、

八帖 昭和四年) 交友のある家に年賀を述べにまわるものである。 についての記述が多くなっている。正月の年礼は、神拝を済ませた後に、 『留主中心得雑記』一月の項では、 によれば、 干柿、 あるいは半紙 『留主中心得雑記』 牛蒡、 神官の場合は、 蜜柑、 一帖を上包して水引をかけ、田作を熨斗の代わりに二つつ には、 手拭、 身分相当の装束でまわり、 年礼のやり取りや、燈明をともすことなど 呉服、 このような贈答の内容が詳しく書かれ 太物などを持参したり、 『宇治山田市史』 年玉として差樽、 (宇治山田市編) 使者を 親族や

つつ、地域社会で円滑な人間関係を築くための記録と言えよう。ての記述の厚みが、年間を通して増している。本史料は、神宮での職務を遂行しており、神宮の祭祀に関する記述は減ったものの、神職や御師同志の交際につい

④『年中行叓記草稿』明治十四年から明治二十三年頃か?

二九年(一八九一)以降も参照され、 に、尚行の「正忌日」についての記述があることから、尚行が亡くなった明治 十四年から明治二十三年頃までにおおよその体裁が整ったと考えられる。 に離縁したことを尋常小学校に届けた「異動届」が残っていることから、 (一八八一) 年頃に岩井田を名乗っている書簡と、明治二十三年 (一八九〇) には養子についての記述もあり、 ての記述が認められ、尚行の時代の記録であることは間違いない。また、 ついては、 本史料は、 明確な年代等が記されていない。本文中に、尚行とその妻や母につい (3) (7) 『留主中心得雑記』と合綴されている。 明治八年 追記されたようである。 (一八七五) 生まれの少年が明治十四 『年中行叓記草稿』 の年末 本史料 明治

— 245 —

ある。 置、 うになった祭日の記述、 と旧暦の併用や、 としての記述、 神宮改革後に記されたものであるため、 用意するものの内容が、 神職家としての記述が薄くなっている。 家族に関する行事 改暦後の変更点についての記述等が出てくるのも特徴で より詳しくなり、図も多くなっている。 (誕生祝い、 『留主中心得雑記』 命日)、 明治維新後に行われるよ その一方、 に比べると、 献立や膳の配 御

都度追記される。そのため、欄外に膨大な追記がなされ、押し紙による修正や加の、連絡すべき人、膳の配置、供物の供え方などが細かく記され、変更点はその参照する史料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意すべきも年中行事は、毎年、毎年、同じ時期に繰り返される一連の行事である。本稿で

ている。
主中心得雑記』の方には、頻繁に追記がなされ、より詳しく具体的な内容となっ主中心得雑記』の方には、頻繁に追記がなされ、より詳しく具体的な内容となっ記』と『留主中心得雑記』の記述事項はほぼ重複しているが、後に記された『留筆が繰り返されている。『天保三年冬東行中留主居心得申被事』留主中心得之雑

記帳の方法は一見煩雑に見えるが、これらの記録が、岩井田家の人々の行動を 記録された「先例」にならい、変更する場合は合理的な判断の元に行われた。これらの変更もまた追記されていった。したがって、これらの年中行事記の記述を 通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可能になる 通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可能になる でうう。

の記述内容について紹介する。各資料の記述内容について比較をする上での便宜上、まず、『留主中心得雑記』各資料の記述内容について比較をする上での便宜上、まず、『留主中心得雑記』の順に合綴されているが、今後、

成果の一部である。

成果の一部である。

成果の一部である。

成果の一部である。

成果の一部である。

成果の一部である。

は成果の一部である。

は成果の一部である。

は成果の一部である。

るご教示をいただいた。 附記二 史料の翻刻にあたっては、故櫻井勝之進氏、ならびに櫻井治男氏より、大いな

続させていただいたことに感謝申し上げます。 附記三 現御当主である岩井田尚正氏には、多大なるご理解とご協力を得て、調査を継

注

- 文館、平成二〇年)所収。(2)神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』昭和一四年(吉川弘
- 料の中に、該当する史料は認められない。(3)以下は、前掲書、神宮司庁編(昭和一四年)の「解題」による。なお、岩井田家資
- (4)徳輝の葬儀記録については、濱千代早由美(平成一九年、平成二六年)等で言及した。料の中に、該当する史料は認められない。
- 密接な関係にあったようである。(5) 孫福弘孚は、一時期、岩井田姓を名乗った養子の後見人になっており、岩井田家と
- 宮子良年中諸格雑事記』)等から転記したためと考えられる。(6)史料中に「徳輝」の名が出てくるが、「先例」として既存の年中行事記(例えば『内
- (7) 拙稿(濱千代早由美 平成二五年)において、『留主中心得雑記』、『年中行東記草稿』、(7) 拙稿(濱千代早由美 平成二五年)において、『留主中心得雑記』、『年中行事に注目し、行事、個々の家の年中行事がそれぞれ行われることによって、総合的に成立するもの行事、個々の家の年中行事がそれぞれ行われることによって、総合的に成立するものである。

参考文献

伊勢市『伊勢市史 第八巻 民俗篇』伊勢市、平成二一年伊勢民俗調査会編『伊勢市の民俗』伊勢文化会議所、昭和六三年

井上頼寿『伊勢信仰と民俗』、神宮司庁教導部、昭和三〇年

成果報告 岩井田家未公開資料特別展 館町の御師』、平成二六年「近代の伊勢神宮改革と御師制度廃止に伴う伊勢信仰の相克に関する基礎的研究」二五年度文部科学省科学研究費・基盤研究(C)一般(課題番号二三五二〇〇八八)岩井田家所蔵資料調査チーム岩井田家未公開資料特別展図録編集WG編『平成二三~

字台山田市扁『字台山田市史』字台山田市设所、召山四年字治山田市編『字治山田市史史料』字治山田市役所(伊勢市立図書館蔵)、昭和三年

宇治山田市編『宇治山田市史』宇治山田市役所、昭和四年

字仁一彦「宇治郷の変遷と自治制」『社会と伝承』第八巻、昭和三九年

櫻井勝之進「内宮門前町に見る儀礼文化」『神道研究ノート』国書刊行会、平成一〇年皇學館大学史料編纂所編『神宮御師資料内宮篇』皇學館大学出版部、昭和五五年

平成二〇年) 神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』、昭和一四年(吉川弘文館)

プ、平成一九年『徳輝神主列帳』」『三重県史研究』第二十二号、活文化部文化振興室県史編さんグルー『徳輝神主列帳』」『三重県史研究』第二十二号、活文化部文化振興室県史編さんグルー濱千代早由美「幕末期における伊勢神宮師職の葬儀 『一﨟得輝神主御逝去ニ付萬控』、

平成二五年平成二五年では、「明治維新前後の神宮神職家のイエ儀礼」『明治聖徳記念学会紀要』五〇号、濱千代早由美「明治維新前後の神宮神職家のイエ儀礼」『明治聖徳記念学会紀要』五〇号、

史における周縁と共生 ― 女性・穢れ・衛生 ― 』思文閣出版、平成二六年濱千代早由美「宗教都市におけるケガレの操作と『清浄』概念の共有」鈴木則子編『歴

羅万象のささやき 民俗宗教研究の諸相』風響社、平成二七年(千代早由美「ケガレの発生と操作 ― 近世伊勢の御師史料の解読 ― 」鈴木正崇編『森

(はまちよ さゆみ・帝塚山大学非常勤講師)

【資料翻刻「留主中心得雑記」】

凡例

- ち、『文久元年辛酉冬 留主中心得雑記』の翻刻である。主中心得雑記』の順に合綴されている史料(ともに、半紙二ツ折袋綴)のう一、岩井田家所蔵にかかる『年中行叓記草稿』、次いで『文久元年辛酉冬 留
- 合がある。 通行の文字に改めた。また、字配りも、印刷の都合上、原文通りでない場翻刻にあたっては、原文に忠実にあるようつとめたが、旧字体、異体字は
- 即した位置に挿入した。 で囲んだうえで、なるべく現状に、欄外の記述、押し紙については、
- 部分的に挿入し。それぞれ注記事項を記した。(図については、原寸ではな一、本文中の図については、略したものもあるが、特徴的なものについては、

°,

文久元年辛酉冬 留主中心得雑記

岩井田宮

臨時用向之事りんじょふむきの事

| 旅宣物忌玉串内人機殿神戸等補任願出候ニ付解状之御政印願出候節| 御

政印行ひ方先ニ記ス 但し横地有候相頼可申事

申遣ス 右□有尓田包 、補任并任料 新補祢宜物忌玉串内人五位六位権祢宜等補任到来二付宮奉行書継願出 物忌玉串拾六匁 祢宜五拾三匁 六位七匁五ト 五位十匁 預リ置明日頂戴ニ可被出候旨 候

右書継之事年中諸文案下書之通相認司奉行江継也但し袮宜物忌玉串五位六

位各有差別委細案書ニ委し

右認め之表江左之通相記ス 年号何年何月何日 弘美(花押)

左近殿差支二而代人

余人相頼候節ハ 其人之書判相認事

右相認置翌日名代罷出候節差遣ス

右書継者左近殿相頼可然事

右神主中相廻し候而再持参御政印之儀願出候ハゝ明日可被出旨申入預り置直ニ

横地殿へ

御政印相頼可申事

但し 御政印行ひ方先ニ記ス

翌 日 御政印相済候ハゝ横地殿ゟ受取置名代之者罷出候節遣ス無滞相済目出度

存候旨祝詞申入遣ス

右宮奉行以上祭主下知司奉行等之日附委敷補任□、 記し置可申

事前々之様ニ習ふべし

内人補任之節為祝儀酒肴到来候ハ、三ツニわり政所公文三人配当可申事 右配当之儀横地殿頼可然事

出職官家ゟ来候ハ、預り置受書遣ス左之通

半切書

出職 拾弐通

右司奉行相調候二付為持被遣慥二致落手候

宮奉行相調早々廻達可致候以上

何月何日 内政所大夫

内家司大夫殿

状箱之書

内家司大夫殿 内政所大夫 切レ□(虫損)ニ書
之よし奉各土佐奉書等之

右出職書継認方年中諸文案ニ委し物忌六位等之書継

(書足:紙伊予奉書)と同

翌日横地殿か受取候而拾弐通之内弐通当方へ残置拾通官家へ為持遣ス等町白木之 様也司符江つぎ継めの表へ年号月日書判前之如し 右出来次第神主中座順ニ相廻し参方が判不残相済次第御政印横地殿へ相目



半切か

出職 拾通

右宮奉行相調為持遣候御落手被成候

月日 内政所大夫

内家司大夫殿

右状箱張紙上書致し|内宮司大夫殿内政所大夫|封を付為持遣ス

祭主下知 司奉行宮奉行等日附補任録へ記し置可申事

出職頂戴願出候ハゝ任料 委しく尋置候而 四銀 分廿 受取本人住所名字実名呼名并主人姓名等

本職始めの処

祭主下 太宮司

秦

此処へ如此書入ル也

右人補任 <u>(::::</u>

同

右之通書入ル名乗無之者ハ当方ニ而名乗附遣ス也扨又出職之表司符始の辺江

[挟み込み]

司符初の辺トハ中ノ紙ノ初の辺へ書記事也

司符トハ不上包

「挟み込み」

上包ノ処ハ此ことく也

何某家来

年号月日補

何町 何之何右ヱ門

右之通相記し土佐奉書或ハ三好奉書ニ而包上書



表 内宮奉職

年号月日補

裏

右之通ニ致し遣ス也 町所名前并月日等補任録へ記し置べし

右等用向惣而左近殿江相尋合預差図取計可申事

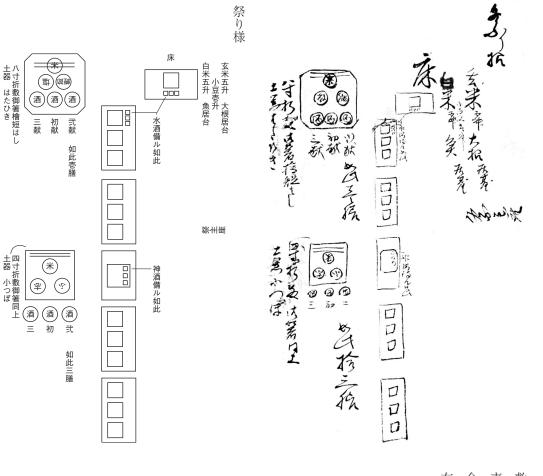
御祈ニ付注進状御政印之儀官家ゟ申来候ハゝ預置早々横地殿へ遣し可申事

御用ニ付 差支之節者内人二而も相頼可申候事但し内人相頼候節者式部殿口上を以而何之 惣而御政印之儀者横地殿江申遣ス 政印為調申候旨官家へ届ケ可申事口上也 御政印相調可申処 政所公文并何ら之差支ニ付何人内人何某相頼御 横地殿差仕之節者式部殿相頼可申又両所共

御政印行ひ方左之通

御祈之節御政印儀者度々之例日記ニ委し可見合

こ而よし ちょきニ而もよし	*	鰹節	六位権祢宜 諸内人 副物忌 機殿神部
すずき三万らよう鯛か鱒か	生魚 壱尾	大根 壱把	右継目之印四ツ也
	黒米 五升	白米 五升	
(異筆)小豆 壱升	氏神祭之祭具	一 初申ノ日 氏	祢宜 物忌 玉串内人 五位
		十一月	右袮宜之外 宣旨之弐字なし又五位之外口宣案三字もなし然れ共政印行方同様之件
一般を表現しています。	事之節御借可下候様申遣ス	右明朔日神事	(図略)
	山神館ニ遣ス	一晦日黒米壱升	
岩井寺ニ 米壱舛 麩三品遣ス事	閏日ニ付	十月 九日遠	祢宜
			年号月日
	間敷事	者勝手ニ取計申間	到来
天保五年十一月之日記先例之通取計可申事此分之儀	来候ハゝ	一 小朝熊森枯木出	宮奉行 宣旨口 宣案并祭主下知司奉行如右仍
			つぎめ也
何等申出候共留主中之趣申入延引可為致事	6何等申出候共空	一世木寺威徳院ゟ	一 祢宜物忌以下補任到来之節書継も相済祢宜加判も相済口上 御政印之事
		之為記し置	(図 略)
横地殿へ申入候事ニ候得共若同人差支之節代人相頼候節心得		右御政所印儀者惣而	
			祢宜荒木田神主
		(図略)	
			年号月日 大内人上六位荒木田神主
	H	袮宜 月日	
		右人	右得彼名乗
	宮掌内人等	庁宣	副進
	政印	一 職掌 御政	請 (朱)
一定を表すべき事	右継目ノ印弐ツ也心得遣無之様致すべき事	右継目ノ	皇太神宮神主解申請祭主三位裁事
		本職	一 祢宜物忌玉串内人機殿神部等補任願之節解状御政印之事



ふせつを敷其上に案ノ板を五脚居中ノ案上ニ八寸折敷壱膳居左右ノ案上に四寸折八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壱膳、四寸折敷小壺土器ニ盛備ル事拾三膳也

会也 折敷 会也 作息 (1) という (1) では、 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (

右祭主者横地殿相頼可申事

初旬之内来十二日神事馬申入置べし

十日神態神事米取ニ来候ハゝ遣ス黒米壱舛

但し宮

はちばんといふ

十一日冬季神態 詔刀 政所 供一人

十二日次日神態 詔刀 政所 供一人

当時 六匁

十二月

一 初旬俵田や茂兵衛方ニ飯笴六ツ来十一日迄ニ持参候様申入

諸詔刀乍恐時前認置可申候事 文例諸文案ニ委し

同職掌用立之事

認方諸文案に委し 紙大伊平也格弐枚相認

壱ツニ遣し下ケ札政所と書附

一 同日召立調子之事官家へ召立持参致し交名帳校合致す也候事	一(同夜天如御炎上之当日ニ付勢揃有之当方名代一人宮中廻り子ら殿へ相詰可申)す、取後七五三ヲ作ル	三人 女雇人一人 一十三日 すゝ拼家另中 畫ノ家另中来儿	す、弗哀を戸 寺ゝ家を戸を □□□御餅如常	夜喰見計 ハ岩井寺ニ而切 寺ハ寺男遣ス	鱠 ひるに者 酒壱升出ス 午年九月□七五三共□切ニ相成候 竹ひる 麦飯ハ大根にしめ 夕 白めし いわし かす汁 魚 但し麦めしも焚事 「一菜ハ干魚のみ也」「「菜粥」、大桃汁、ハ云、「田作弐々、大根漬ニ々、 燈明なしず 菜粥」、大桃汁、ハ云、「田作弐々、大根漬ニ々、	「別えぜん」により、ハチ〈、「1mミリス拂、御酒粥田作諸神へ備へ大国夷三方:押紙]	一 十一日 白米壱斗岩井寺へ遣ス 年中時米也但し先方ゟ沙汰有之候而ゟ遣ス也 三升八合取也	一 同大藤波へ杉谷米取ニ遣ス 中げん袴 一 同断公文処分拾弐枚萬事同前下ケ札公文尚行ト□
一(同日川原祓神事前御巫内人来候節入用黒米壱升ばん角三方ニ盛壱座壱出御祝	一 同日熨斗五十 さゞい五十 檜籠 出納ゟ受取	一 同十六日差符八通駈使之者取ニ来ハ別相渡ス 一 同夜御占神事 召立政所 供一人	人稲札持参庭	公文分拾弐枚 一 職掌 拾弐枚政所ゟ長官宿館へ為持遺乞加判 一 間十四日飯笱六政所ゟ長官宿館へ為持遺乞加判	. 麹 御 . 设 厨	年号月日 岩井田右近右者来十八日御餅御用也如例被調進之目出度請預り候仍而請文如件 御神酒麹 五升也	請預麹之事ミの紙立書上包半紙の而当方が請受なし十八日之分ハ請文当方が遣ス	五升八十八日之御料也十六日之分ハ長官宿館へ遣し万度受取来麹役人へ相渡ス一 十三日十四日十五日之内麹到来 五升八十六日也御用

左通為相頼可然候事

一 同日有尓ゟホフロク大小ニ台受取

のし弐枚土器三枚御酒少々用意致し右近殿へ相頼兼而可預差候御事

同夜宵暁御餅政所なし

同十七日月次祭 詔刀 政所 供一人

同日山向ゟ麹取ニ参候ハ、壱升遣ス但し替りクロ米壱升来

同十八日夜 私御饌 詔刀 四本政所 供一人

同日明日之饌米其外共用意可申事

こし高といふ物用意可申事祢宜一人前弐ツつ、入用也

入用也

如此者也 明日

同十九日月読宮詔刀出納内人江渡

同日明日小朝態饗膳酒肴用意可申事 明日之処ニ出ス

廿日小朝態神事 詔刀 政所 供一人

今日神事後祢宜参籠之人数へ盛ル へも送ル

饗膳之事物忌以下者四ツ時迄ニ取ニ参り候ハ、遣ス為持遣スニ不及也

押紙

午年

米かしこめ弐升ニ而祢宜八人物忌七人盛立テに半分も皆也 御米右之人

数備ならハ かし米ニテー升五合も焚ハ余り也

飯米弐升ニテよし用意共三升むせハ沢山也

当年五升むし事

飯高盛



祢宜十どかわらけこも

りとくらべと云木のは なりとくらべこてまく 物忌以下はたひき土器ニ盛

三枚にて包こよりにて 事ハなし

ふたところ結

せんべ餅 五枚 はたひきにもる 丸餅也わたり三寸位 金さし

あつ壱分弱

大根 さいわり 四切 こつぼかわらけニ盛とくらべの葉切敷

小つぼかわらけとくべへ敷

てふの葉の如くきる也赤ミそ汁のみ大こんをい 物忌ノ分・丸切弐□が宜ノ分おしわり三ツ 小つぼ

さしみ物忌三 小つぼ とくらべ敷

すし津 酢也よふが 小つぼ

なます 魚角切 小つぼ 大根 しらが 小つぼ

巧家と 者来響 也 一 之 助

- 253 -

[欄外]

祢宜以下送ル事なし彼ら取ニ参

物忌ト子ら母らト同断也 こし高なし 外ニ祢宜江へハこし高弐ツも附ル

小役人出納人長山向等也

せんべ 三 汁 さいわ

さしみ

ゑひ

すし津

なます

廿二日 のじり詔刀 出納へ相納へ相渡ス

麹米元日之御料也

但し残り物調子其数ニ応し可申事

一 廿四日いそべ詔刀出納へ相渡ス	兼而前日銀相場き、に遣事		
	一 廿五日六日迄二出職其	出職其外任料 -	七月以来之分 勘定致也
一 廿四日明ゟ餅搗ニ付年男夫婦米かし候竃拵之事	官家へ差出し可申事		
	任料 配当分		
一 廿五日風宮神事 詔刀 政所 供一人前	祢宜	此内	十六匁 長官
「炎酢」計中日	五拾三匁		十六匁 政所
「行警」「右ず王			廿一匁 公文両人
一 同日餅搗家来中参ル			✓五十三匁
米入用高 餅備用等別帳有之	物忌玉串	此内	十匁 長官
七五三半し半分切三勺足十弐枚とし大国夷子分五結雛形廿四 門玄関はなし	十六 匁		四匁 政所
ヨセ神長三勺あし			弐匁 公文両人
金ノ神五勺半し□□	/五位十匁		
本五結 御霊棚同上	(六位七匁五分		
十二枚□□	出職廿四匁		
	/ 此三口共壱ツニ合		惣高五ツ割ニ致し
一 大晦日用祓用意可申事	弐 部長官	弐部政所 古	壱部公文両人
御供 半書麻共			
のし包	右之通ニ割目録相添長	官へ出る	右之通ニ割目録相添長官へ出ス受書来ル也、目録認方補任録ニ先例有
直会包	右公文之分を弐ツニ割壱	部横地へ	右公文之分を弐ツニ割壱部横地へ遣ス跡壱部ト政所分者岩井田受納也
書三十半弐十位 外ニ白折書之用意	割附方等補任録へ記し置可申事	記し置可去	中事
半紙剱先 一〆 麻緒祓同断			
伊平剱先 壱束			
半し 代参剱先 千			
月参剱先 千			

押紙

| 廿八日暁八日市場ニて夷子請之品左之通

則廿七日夜ノ内也

小判 弐十両 富俵壱把

弐

橙(

弐本 昆布弐枚 夷子一枚

末広

はぜ 一袋 鬼押木三把 ところ弐

右之通毎年泉館下男ニ請候事

正月

元旦御饌 政所 冠衣 詔刀 四方拝

吉書 供一人

同日旦中安全大盛相備

小林佐右ヱ門 半御饌備ル 但し当人参詣を致へき事

さゝ地蔵

上中旬之日

撰吉日御竃木奉納之事 常蔵へ可申附事

右名札

荒木田尚行

明治三年〆 壱荷十〆めも□

祢宜加役之書状来候ハ、返事認方諸文案ニ記ス

山田松尾大夫ゟ米到来候ハ、高□仮受書半切江相認遣し候置 後日使

者継上下罷出候願出受文遣ス左之通

ミの紙

一束 三斗也

右者濃州安八郡神税米之内被遣之目出度致受納候為念如斯御座候以上

岩井田相模 (追筆にて) 左馬

年号月日

尚(花押)

松尾大夫殿

京年頭用中瀬源司江相頼可申事

[欄外] ○酉年ゟ休

[記述を上より抹消]

京丸山御祓拵 正五九月同断也

半御□祓 弐疋

のし包

直会包

角

講中祓

伊平□□□脇田 山栄講

右麻九寸 持参申

書状壱通伊平

京都丸山 両宮 丸山堀河弥蔵 岩井田右近

右大伊平二而包飛脚へ遣ス

吉野や忠兵衛様

覚

--- 255 --

壱包大半紙ニ而包御参ニ為持遣ス事 中之地蔵町小林作ヱ門へ半御供被 同日地廻り年礼岩田江申入候事

[欄外]

岩井田連哥六日

伊勢海連哥廿五日

岩井田連哥并伊勢海連哥

連哥一順到来候ハゝ左近殿か大国殿か相頼相添ハゝ長官へ遣ス事

参宮帳差出候様長官ゟ申来候ハ、一臈へ其段相頼候事

[押紙]

一日大工削始ニ来

年玉物遣ス左之通

半紙 二折 上草履一足 烏目 百銅

扇子 一対 餅 壱重

同二日乳母ゟ串柿半抱来

同日朝熊村年寄両人年礼二罷出年玉物俵餅拾枚差樽壱荷 酒 来当方年男

遣取

年玉のお引五ト包弐当時二てこと外ニ壱品見合せ酒出ス

三方雑煮重之物鉢

さしみ

鉢

なまこ

吸物

魚

一 同日親類へ樽遣ス

○館井面様 ○川原井面様 、畑中川様

、中ノ切中川様 、太郎織部様 坂正親 塩魚

○横地様 ○磯辺館様

○磯辺主馬 八羽当年ゟ遣スべきかせん方ゟ来候ハ、可遣

· 佐八様

右各返礼来

/ 申処五歩包ニ而用捨いたし呉候様との事ニ而当時如斯仍而当方□祝も依時宜人長年礼ニ参り候節□祝置ス事有、但シ当時任時送元来年玉海老一連ツゝ持参可

一 三日人長年礼ニ参年玉五ト包 壱ツ、

御竃木奉立来五日ニ受取ニ出候様申入遣ス

[欄外] 認方 年中諸文案ニ記 一 権人交名長官公文所ニ参相調可申也

一 明日迄二御竈木奉送用意可申事

右左近殿相頼可申事

右人長へ相渡も追而廻り来候節拙名のり之下へ奉ノ字を書 尚行奉 如斯

一 同日神領六ケ村庄屋年礼ニ出各年玉物持参当方ゟ鏡餅壱重ツゝ遣ス也

連哥 一順 壱通 黒米 五升ニ而酒出ス下部へもなま 一 五日明六日連哥当番之方ゟ到来物

差樽 □ 酒一升 多葉粉 弐両

白米 五升

みせ 五枚

水引

五把

海老 壱連 数十

人数尋置可申事

壱包

箱扇子 壱箱

右当番之祢宜ゟ受取明日御出勤也

明日連哥饗応用意可申事 明日之処へ記可見合

同日通り村勝田大夫於山神社翁能奏行可申、数十来当方不参之趣申入拾弐銅

次ニ本膳

壱石備呉候様申遣ス

同日人長罷出御竃木奉送相渡ス

同日麹到来請文遣ス如十二月十八日

但し七日之御料也 十五日之分来候ハ、受文ニて紙ニ相認遣ス也

六日連哥饗応之事



引而

御薄茶

やいえどったさく 美花!

三品しよふゆふニてあじつける也しいたけ 干瓢 めー 坪出り出来がある。 大こん しいたけん これにゃく / こんじん んがん めし 切角 菜からしあへ

御酒 ニ而挨拶 主社御酒

もずく汁

こふのもの

たくはん

敷紙伊平 やき きじ

めいくわん

くわし あられ

よふじ

くろまめ

しき紙

次読合後床ニ備ル

角三方

酒

饗高もり

御供之通

出勤中直会

小つぼ

んたひき

右亭主代左近殿ニ而も相頼可申候事

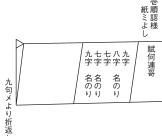
着後大紋打掛二袴也

執筆心得之事

此日受取候一順をみよし折紙江兼而写し置座着雑煮相添候後読合せ執筆着服

素襖打掛ニ袴也亭主兼勤ニてもよし





書人之披口を相待相相互ニ読合也、読合相満床ニ備へ而退 右を文台へ居硯相添へ持参 下座之辺居置 床柱之元ニ下座ニ向ひ而着座筆を染而但し兼而

配膳并召使者当□へ□取勤之也

祢宜江も本膳中酒ニ而祝遣ス事

同日一臈

の麹受取ニ参ル替りクロ米一升引替

同日七日御饌 政所詔刀 供一人

同七日朝熊村江礼返し二遣ス岩田甚左ヱ門

家来中間一人 な物 り持 両人小遣銭なし

九句メより折返しの表へ書

同十三日麹米 之十 料五 日

同十四日一臈ゟ麹受取ニ参米引替如前

六日

請文

如前

Ŧī.

H

同日十五日御饌 政所なし

同日御竈木奉納

政所

詔刀

供一人

差樽片足 壱荷カ 同日小豆粥 壱桶

あられもち

右政所

方長官へ

贈ル尾引

十弐

文

紋大

同日6廿一日迄之内 口宣渡し政所

御館へ出ル 沙汰有之但し前日官家ゟ

差樽 壱荷 一酒 升 海老 壱連 十数

但し彼ゟ五□計来候ニ付当方も同様ニ改遣ス

右下江 持 参 方 へ

塩魚 弐尾

右後藤重蔵江

たれ柿 壱把

右世木寺威徳院先達江朝熊行ゟ廻ルなり

松尾大夫江ハ当年ゟ不遣也

右之通り也 若 無拠 差支之節者九日迄延引之事

九日祈年祭 詔刀 政所

供一人

春季神態詔刀用意可申事

三月

日 麹来

<u>二</u> 日 一臈 麹取ニ来

三日 御饌 詔刀 政所 供一人

同日 小豆入強飯 壱桶 差樽

右政所

長官へ送ル 尾引十弐問

同十九日 宮廻り子ら殿詰之事名代差遣し可申事

同下旬 国埼村御祓之事日記ニ有之相見合

神領米請取控 半紙半分二書

米四斗 壱駄ハ十弐銅にてぬか代十匁

右之通慥二請取候也

月 日 岩井田尚□ (判) 壱俵以上ハ十弐匁ニて ぬか代遣ニ不及

何村庄屋

はした米ハ十弐銅も不包

何□門

殿大国是太郎此外略横地殿二右世話二相成申候 近挨拶之儀左近殿道ニ而出合候ニ付差支仍而口伝甲斐殿江頼代官替り横地殿左近 高柳小三郎殿中嶋金之焏殿始而御入来御祈祷致し候事諸事祈祷帳ニ委しく記ス右

御被送り之節書面左之通

ミよし

筆啓上仕候先以御安康可被成候由珍重御儀奉存候然者先日者始御光来被成下御

祈祷被仰付忝仕合奉存候

其後御道中無御滞御用被成御勤奉□恐悦仕候此度御被奉送候二付御安否奉窺度如

斯御座候恐惶謹書

十二月四日 岩井田右近

尚行 みた (花押)

誰 様

参人々御中

上封し美濃紙直地

柳之書状江中嶋分壱諸ニ送り申候中嶋江御達し被下度段書□江書候也 御祓中進上弐ツ入之者相拵御両人名前宛は上を油紙ニ而包上書高柳殿江向送る高

虫除祓受 稗田村 弐本 御田扇 弐本

塩屋村 弐本 御田扇 弐本 一宿取斗

□地土町江 弐本を備ル事

十二月三日

- 259

[欄外]

迄

九 弐 五四 八 七 五. \equiv

+ <u>+</u>+

> 文久三癸亥正月 岩井田右近内

奥田之物也

正月元旦十一日ゟ十七日迄御祈参勤

三月之子 上明かちとりが 多数

[欄外] 大晦日の鱠 いわしめし 汁 年取物なし

正月元旦 清曇小風小雨小雪無之

同日 私参宮之来

同日 且中安全大盛備ル

同日 下田辺村ゟ年玉 壱黒 袋大 豆 米

尾引なし 但し餅

同夜 神々江燈明 年男行之

[欄外]

同日朝祝

□の物

たつくり

大根つけ

[欄外] 日 はき初之事/年男之役也

[欄外] 同中飯祝白飯 鱠 たつくり・ 大根 汁 とびいわし

[欄外] <u>一</u> 日 朝祝 重の物 夕祝飯汁 鱠 大な 根ます あら 煮しめ

同二日 晴小風

同日 削初 扇子壱本 酒 銭なし 重の物 こぽふ 酢をかけるかつの子 煮豆

○雑煮

同日 朝熊村年寄二人年礼 俵餅拾枚 さし樽一荷

尾引五卜紙包

茶菓子三方 酒 重の物

鉢 ミさし 吸物

下部等者は生節ニ而雑煮等なし

— 260 —

[欄外] 三日 朝祝かんの物 夕飯 煮込の祝 鱠 大柿 根

同三日

同日 宇仁中村五兵衛ゟ年玉 壱白 袋 来豆

餅壱重遣ス

同日 同村 長作る玉」年同断尾引同断

同日 平尾村与兵衛ゟ玉」年同断尾引同上

同日 斎宮次郎右ヱ門より年玉同断

尾引き同上

乾周次郎 年玉尾引同上

同日 上野村 栄吉ヱ門 〇年玉 餅尾引同上

[欄外]



三日 なし/五ハ羽書壱枚 尾引なし 岡田男依 スニ以てハ海老壱れん持参司申事也 相包有之候事由 元来は海老壱れん 年玉に如何共五ト持参ニ 人長年玉 銭五ト 多気伊津記 酒出スとは不及候也 酒出 尾引

同 日 人長多気伊津記年礼二来 年玉五ト

同日 徳輝 長官へ年礼ニ罷出候事

酒出ス

三方雑煮

重の物

以上

同日 親類に差樽遣ス

舘 井面長官 中之切 中川二神主

川原 井面七神主 中之切 中川八神主

岩井田家資料『留主中心得雜記』文久元年(一八六一)(濱千代)

元日 同日 御供御祓ごしら江 津大門町 大宝院

同四日 坂親正 弐塩 尾魚 雨曇 横地宰記 酒

中川昌神主

中川安房

畑

(包み方の図解 抜粋 大宝院行等





上の通

上箱紙包 上紙江上書

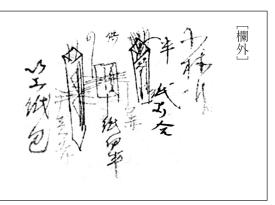


当国津大門町 大宝院様 御納所 岩(略)因幡

同日 中之地蔵町 小林左右ヱ門方へ

元旦御供御祓遣ス

御余りの饌 同の橘



[欄外] 麹請文



同日横地様御年玉八状来ル 尾引口

年礼



[欄外]

麹請文

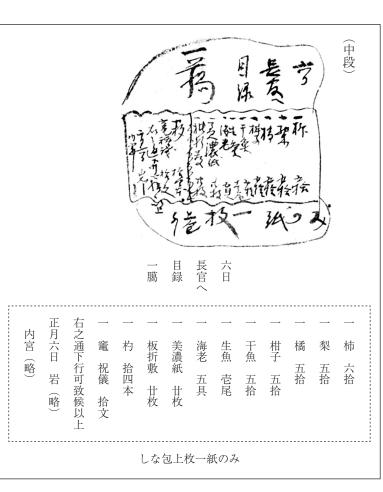
雛形

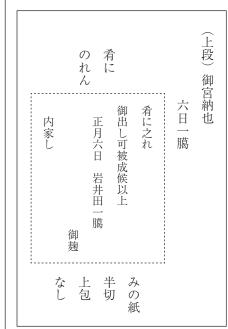
同日玉垣村ゟ 御酒麹来ル

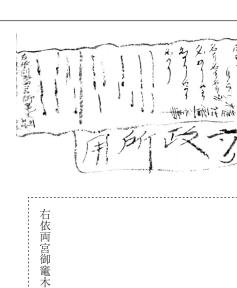
上包半紙上書の事 麹請文

包かた半紙たて二ツ折ニテ巻包









(下段) 権任歴名事

当宮御竃木調進

高官學訓

権任歴名事

(上段)

名のり下り

五人以上つめる

紙ミヨシ

舘 「 孫福 様

「井面様 橘様 中川采女様

大国様 小孫福様 泉様 八幡様

横地様

椿様

岡田 | 澤瀉様 | 両上野様 腹巻様

畑「中川安房様 中川靭負様 佐八様 八羽様

(下段)

浦田町「梅谷様 浦田海女 岡田内蔵様 坂様」大藤波様 園内匠様中之切「綱様」中之舘様 園田桃神主様 山本様 中川新神主様 松岡様

新山本七太夫也 新□様 薗岩佐様 小藤波様 泉様 米山様 世木様 園田隼

(様 梅かへ様 太郎様 中川様 玉串様

| 川原 | 井面様

新屋敷

磯辺様

車様

和田様 下木様

[欄外]京年当 右伊平

同日 通り合田大夫ゟ翁ののふを奉ル由申来

当方不参の由申遣ス

□□ふちやくふくのこと

十二銅壱遣ス(図)

長官 当番ゟ来ルたはこ壱

同日

若菜連歌入用物

ひき茶壱 水引白赤 五種

海老 壱連十 白米五升

玄米五升 扇子 壱箱

料紙 ミヨシ 五枚

樽壱荷 酒壱升

一六日風

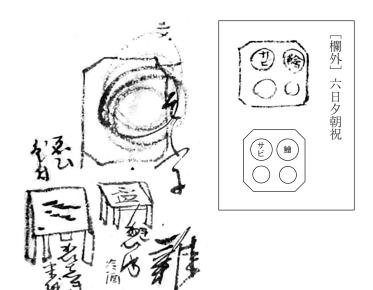
同日 若菜連哥 出席 当番代 五神主計

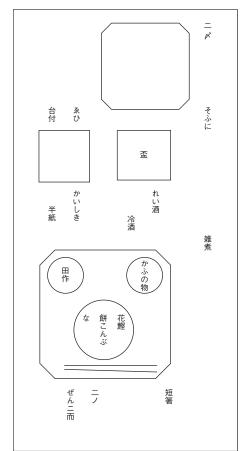
立花料紙 同箱硯

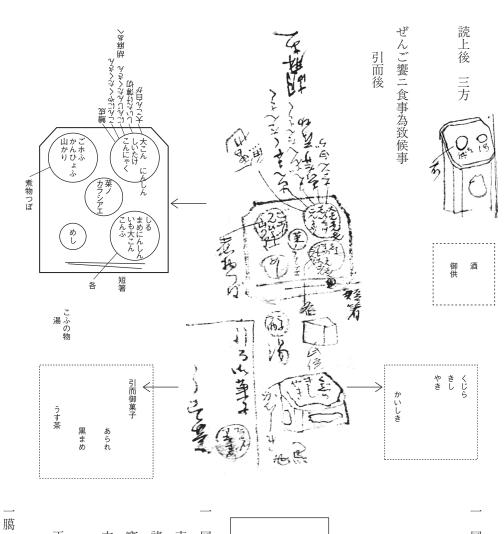
御煎茶 くわし めいめいぼん



ようしー







[欄外] 六日 御竈木奉タツ人長参名りの下江親子共奉之字書之事

同日同文

明七日御饌□御勤可被下成候

以上

六日

壱臈

(略)

[欄外]

七日 朝熊村江年礼年番元□吉代へ中熨樽壱荷合 ゑひ壱れん十遣ス

小遣なし□

同日 長官
ら回文
左之通り

諸国地震津浪等之変災愈深被悩宸襟依之盃下泰平 夷舩度々渡来已去秋泉州海岸来舶京畿程不遠人情不安加之六月十一日畿内并

寶柞久萬民安穏御祈一七ノ日一社一同可抽精誠之旨御教書并祭主下知至来依之

本宮并伊雑宮江来十一日ゟ十七日迄

七ケ日之間参勤可有之候也

正月二日

内宮

政所大夫

物忌中

尚々御祈初辰剋列参満座卯剋列参可為候其余参勤之方物辰剋迄二宿館江可申届

候也

別紙之趣ニ候ハゝ各参勤可被成候以上

御仲間中

正月六日

一臈

[欄外]

七日 山田松尾大夫江年礼中熨遣ス 年玉扇子壱箱

同日 世木寺江 同人年礼 年玉タレ樽壱個抱遣ス礼返し也

[欄外]

七日 朝祝い七草の祝 粥 かい柱もち たいこんつけ

しる 辛未春□□ニテ

八日

家内の館ヲ用 是実は十五日也

前 二日夕 神棚十五せん めし各三盛也 鱠 御酒

家内 さひ□し 鱠汁のし

なすな年方役 今夜燈明とほす

同日 有尓村ゟ年礼

年玉

酒肴なし



尾引餅弐重 宝札 葉弐

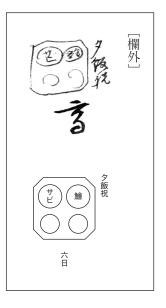
明日

参上可仕候処夷国舩用之時廻引之段候引申上候申候事

同夜七草 杓子壱本

なへとり壱れん 子良□遣ス

年取物不遣



七日

八日 子良節事如例



俵田之御祓来御初穂料 十日 玉串大内人ゟ

同日仲間廻文之事

五ト紙包遣ス事



[欄外]廿日(あんびんの外祝飯なし)

朝祝 あすきがゆ

かゆ程家内ノせち餅也

参□帳長官へ遣ス

常 同 日

小川ノ角ノ北田屋長兵衛ぎん十二匁 同日 京蛸薬師

本御供備ル事

本御供被壱包みの紙包

外二 伊平祓三十本遣ス事

進物矢五包 壱袋

甘のり五枚 酒の肴也

代官も如右		重 蛸太煮	引物 酒 大子		和地 [] 大 子 身					正月八日 大子良首事
御同共当年	部 江 者		折敷ニ小壺弐枚大子良様分四寸		[首事 <u></u> ■ 鱠
1 yr n -	物	小皿さし	小皿 丸ゑひ二切	二ノ贈	たこんにやく	煮物 午房					れ□れ□
候 有 事 処 之					\						汁
不参二						飯					角 切
候 也							にんシん	芋	まめ	こんぶ	大根

[欄外]

二拾四枚/半紙 五折/ふかの 二状 と三尺/まわた 少々/荢 少々/こさ 二折/干魚 五ツ/箸 五ね 全三尺/まわた 少々/荢 少々/こさ 二折/干魚 五ツ/箸 五た 全三尺/まわた 少々/≕ 少々/こさ 二折/干魚 五ツ/箸 五

同十一日

御祈例参 并二私参

但し長官

ら廻文

不来

仍而親等尚行参不帳調子之

次二薗田若狭二御改被成候処参可致之由二付参勤仕候事尤人長之失知也

両□□方廻文無之由

同日 常例 中尾虎之焏京都御地屋敷 同 以く

同まつ

浅賀い へ江

半御供米

願意如常 銀六

十二日 御祈 参勤

十三日 御祈 参勤

十四日 御祈 参勤

同夜

外宮参拝

[欄外]

小役銭/八乙め 百文ツ、/白帳 同断/裾取 百文/茶方 同断/夷子

同断/□□御焚 同断

電溝/電清メ 大神楽ハ百廿四ト/六百廿四ト

十一同日 - 長友江口口口口

同日 玉垣村ゟ麹来

請文〇七日

一 同日 字仁 御竃木

れいはん書如七日 御宮納

同日

一目ろくの事

同

のりとの事

一 同日 同日 口宣案到来長官ゟトヾケ

一 十五日 御祈 参勤

一 同日辰の剋 口宣渡し

左近殿 種物二付代勤

一 同 御竈木神事 左近代勤

同日 長官江従政所 上物

一 さし樽 壱荷

一 小豆粥 壱桶

[欄外]

四文 のや 大神楽 折物/一 のし 少々/一 こんふ 少々/一 ふし 二/一 竃清メ 十二枚/一 半し 三折/一 はし 三セん/一 はたひき 茶□五ト 水引 三抱/一 白米 三合/一 酒 三合/一 百廿 十 二

同十六日 御祈 参勤

同十七日 御祈 卯剋 参勤

同十八日 長官
の
廻文

御名代山田江御者着被成候間 神前当直子良殿火之元廻り可被入念候弥明早

天御神拝被成候間諸事毎度之通可被相心得候以上

正月十九日 内家司大夫

臈

惣忌中

二月八日 六七八神主ゟ

以手紙□御達候然者我等事

当年加次如級京都江御願申上候処無滞成

勅許候依之趣御承知申達候 此由公文江も御通達可給候也

二月八日 定制判

守国判

経皜判



孫福左殿 井面七 (略) 佐八六神主

中川八(略)

同返事

御紙面致拝見候然者当年順次御加汲二付京都江御頼被成候度無滞成

勅許之由承知仕候目出度御儀二御座候尚公文江被可申達候右御返書如此二御座候

名前

判

以上



同日今日之詔刀書

同日手紙出ス

九日 長官ゟ告状

明十日石河土佐守殿大久保右近様竪通御参宮

内院御拝二而諸事近例嘉永五年十二月佐々木信濃守殿御参宮等之様二御尋可有

之候

二月九日

二月十一日 私参宮仕候事

[欄外]今日 下郷 神事御座候 左通勤之

二月十一日 政所大夫
ら告状左之通此度。 両宮江臨時奉幣可被為在候

来ル廿三日発遣 廿六日一御参着

廿七日午剋

可被奉納

各可被存知候也

官幣之旨祭主下知到来二而

二臈

二月十一日

内政所大夫

物忌中

正月十七日 年番 二月十八日 徳輝 二月十八日 徳輝 二月十八日 徳輝 二月十八日 徳輝 二月十七日 年番 二月十七日 年番 二月十八日 七辰 以上 日至 以上 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日	在二付午養患召之。義も即を奏い入即中返可皮養 以上 に 日十八日 尚芳殿廻文 に 二寸各乗見召之。義も即を疾入入即中返可皮養 以上 に 三寸各乗見召之。義も即を疾入入即中返可皮養 以上 に 古寸各乗見召之。義も即を疾入入の事を成れて は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
---	--	--

為在来廿三日御発遣 廿六日御参着

津

批折敷

杓

みの紙 海老

廿枚 五具 五尾 壱尾 五拾 五拾

生魚 干魚 元旦御供料也

金百疋持参候右請文

金 百疋

右者元朝御供御祈祷料慥二収納仕候為念如斯御座候 以上

卯 二月十九日

岩井田印

用場

大宝院様

御納所

三月廿七日 雨曇 臨時奉幣 権任中参内可仕由二付参拝仕候事

三月一日 朔日 私参宮 風気ニ付参勤不仕候

同二日 明日御饌 詔刀書

同二日 従玉垣御神酒麹来請文正月如四日

同日 長官江下行物目録

五拾 橘 栗

柑子

橘 栗

柿

柿



電播銭

十文

右之通下行可給候 以上

岩 (略)

臈

三月二日

同日有仁ゟ御竈来御 宮江納メ可来旨申遣ス也

同五日

孫江十二銅壱遣ス

米 三斗也

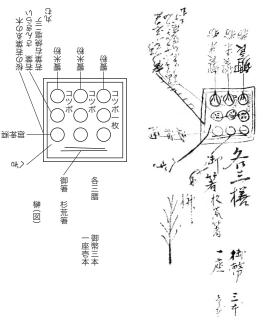
右慥ニ御預り申上候 以上

三月五日

岩井田

番所□

同日十日 明十一日山宮祭用々意



舗設 三枚

御神酒

先是ニ門祢宜中掛銭取アツメ

藤波二三十文中川三二十文藤波四二十文佐八六二十文中川八二十文

同日 廿一日参宮 虫除祈請米

一相泊

十一日

参宮

四月朔日 不日

不日

同日 御衣 裋承 久崎村江送り物之仕□

十四日 十一日

三十劔 **図** 「政所大夫」)

御祓

はん茶 大袋ニ 小袋 三十

〆凡壱きん余

四月廿一日 私参宮 参

朔日大盛御供調進

五月大子良様 祝飯

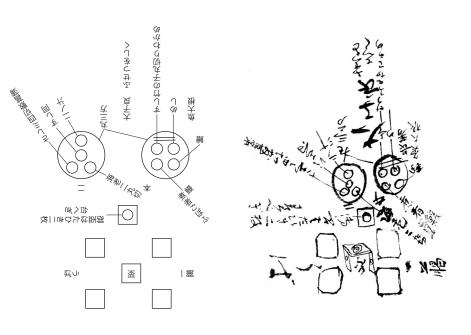
先御茶御菓子御茶台御菓子台共へギ

五月朔日

同二日家司大夫ゟ手紙之返書

二福神絵二枚

いろく、絵十二枚



同十一日 御祈 参勤

同日楠部村へ 大御田祭用

扇子三十本 本笠 三かい絵共

十四日執行 参勤

十二日 御祈 参勤

十三日 御祈 参勤

十四日 御祈 参勤仕候也

同日

大御田祭執行也

同廿二三日 廿二日 京都丸山ワシ尾町 来月中調刀如文等書之

吉野屋丸山等御供申上

半御供祈ニ山栄講中 平伊 加伴山栄講

五月世日塩屋村虫除祓請来彼村之分

三本遣ス但し白子白子町之分弐本コトヅテ遣ス一夜伯 (泊) 但し西村薗大夫

中村

ハタゴちん三人前

六十文岩井田

方遣ス



六月二日ひふ田屋はいけ仕候事例之通

同十三日 明後十五日御浜出二付

腹調丸用意一眼三拾粒入也

同一四日 昨日用意之腹調丸祢宜中江奉納

但し一袮宜宿館守へ袮宜中江配呉候様頼置事明日之入用

同日政所大夫
らハイゲ奉納如例

為持遣ス事例之通当方ゟ不及於請文 同日 尾崎

らほ

ふろく

大小十

二枚

取

二来

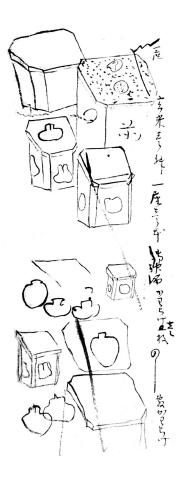
明日

神事

入用

也

同十六日政所祓 政所 袍衣 御巫内人 衣冠



同日のし 頂戴 一臈政所 請之 頭包五十ツ、

先是 十四日御饌麹 五升米

役人請取之一祢宜宿館村参一万度 のし相済 請文来

岩井田役人請取之麹役人江遣ス如例

七月二日 来四日柏流神事詔刀用意

七月七日 のし進上 本来長そふめん

二目 文方 目十

同日 井戸水替 祝飯如例

八月朔日 年中行事ニ有 壱荷仍

片荷 カマス 改之

干魚 十枚

右長官江進事如例

但しカマス不調時ハムツを以てことわる

九月五日 田上合来九日御饌米到来一臈。役人一人於大良」子殿請取之四斗

也

同七日白玉垣村御饌麹到来 九日御用也 仍而

請文如例

同 日 参宮帳書物忌中並尚行物忌者ミの紙△此ゟ此ヘ△よことじ尚行ハミの

紙横折

旦中ニ当参状用意并ニ色々

丸山や阿弥 吉野屋新右ヱ門

同断

十一月朔日 初申氏神祭

幣六本 壱座壱本へぎ二枚 きよふ三

かわらけ ふせつ壱枚 榊壱本

配膳 壱人

同日 氏神祭



同日本宮並別宮ノ諸詔刀書荷文同断

八日長官

合下

行目

録如

例

同十七日大子良様御用意むしろ用意一わらハ用新 但し古ワラノ用事ニ不用

意乍之

九月九日 菊ノ御饌参勤政所代

同日強食一食継樽片政所ゟ長官へ送尾引十二文

九月十六日有仁ゟ御竃到来大四枚小四枚合八枚也請預置事

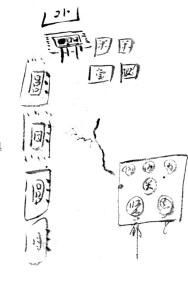
十月十五日 竈ぬり 同役人江下行

玄米 壱升 麻 壱結 一半紙 壱枚

おまき 壱 青銅二百文 以上

山栄講中御祓用意

中瀬年預へ□□遣ス事



昨日 山神館へ米 壱黒 升 遣 ス

右者今朔日御祭之節御備可申候様申遣ス事

明日ゟ初申掛銭取ニ遣

藤波二神主 文十 中川三 藤波四 十二 佐八六 十二 中川八

十二

朔日 祝飯二度 例之通二御書通

七日 曇小雨

同日 下舘町大山神へ御饌調進



御供 小豆入大盛敷土器

御餐 海老細刻 敷土器はた引

今日吉日ニ付 門花仕 候事為ばへ 十月十三日 雨ニ付 落し 覚 当ばん

出席人類 小方未定候ニ付

中瀬穂作

片岡文左衛門

中瀬年預 親子

岩井田

河内惣三郎

西方人未定

同夜

祝飯 高菜

めし しる

煮物 蛸 里いも

こんにやく

魚〆切

鱠 あえまぜ

大根椀切

焼物 小鯛くらいの物也

盃

後膳

米 鰹ぶし

一臈与盃致候事 次二参銭用意

本宮 外宮 明朝御参玄□遣ス

大国 右者路用壱〆文之内ニ而出ス

おほへ

家内上四

奉公人者壱人前ナニ銅も也

右も壱〆文之内ニ而遣ス也

以上

十一月八日 関東代官小□□出立当舩

同十日江戸代官出立

— 275 —